

事 務 連 絡

令和6年12月19日

指定障害児通所支援事業者

代表者 様

水戸市福祉部障害福祉課長

児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表について（通知）

標記の件について、令和6年4月1日より児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援の指定基準上に支援プログラムの策定について位置づけられました。支援プログラムの策定及び公表に関する本市での取扱について、下記のとおり通知します。

記

1 支援プログラムの策定及び公表について

令和6年4月1日より、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援においては、事業所ごとに5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、及び「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所全体の障害児通所支援サービスの実施に関する計画（支援プログラム）の策定について、指定基準上に定められました。令和7年4月1日からは策定が義務となりますので、各事業所においては御対応をお願いします。

策定にあたっては、「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き（こども家庭庁通知）」等を参考資料としてください。

また、支援プログラムについては、インターネットの利用その他の方法により、公表する必要がありますので、併せて御対応をお願いします。

2 支援プログラムの公表状況に関する届出について

支援プログラムの公表状況については、指定障害児通所支援事業所の指定権者への届出が義務付けられており、届出が未提出の場合には、「支援プログラム未公表減算」が適用されることとなります。なお、支援プログラム自体の提出は不要です。

(1) 届出が必要な書類について

- ア （別紙）障害児（通所・相談支援）給付費算定に係る体制等に関する届出書
- イ （別表1）障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ウ 支援プログラムの公表状況に関する届出書

(2) 届出の提出期限

ア 令和7年3月1日までに指定を受けた事業所

令和7年3月31日(月)まで

イ 令和7年4月1日以降に指定を受ける事業所

事業所の新規指定の前日まで

(※新規指定事業所については可能な限り、指定申請書類の提出時に御提出ください。)

(3) 届出の提出方法

郵送、窓口持参、メールにて御提出ください。

送 付 先：〒310-8610 水戸市中央1-4-1

水戸市役所障害福祉課管理係宛て

メールアドレス：syogai.fukushi@city.mito.lg.jp

3 支援プログラム未公表減算について

支援プログラム未公表減算は、支援プログラムの策定から公表及び公表内容の指定権者への届出までの手続きが適切に行われていない場合に適用されます。

(1) 減算の内容

支援プログラムの指定権者への届出されていない場合、届出がされていない月から、届出がされていない状態が解消するに至った月まで、障害児全員について所定単位数の100分の85を算定することとなります。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではありません。

(2) 留意事項

ア この減算は令和7年3月31日までの間は適用されませんが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、お早めに取り組を進めていただくようお願いいたします。

イ 当該減算が適用される事業所へは、支援プログラム策定及び公表の手続きが適切に実施されるように適宜指導を行います。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討することとなりますので、ご注意ください。

(お問合せ先)

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

水戸市役所福祉部障害福祉課管理係

電話番号：029-350-8053

F A X：029-221-4447

メー ル：syogai.fukushi@city.mito.lg.jp